

令和 8 年 度 京丹後市奨学金 申請のための手引き

提出期間：令和 8 年 6 月 1 日（月）
～ 6 月 3 0 日（火）

【奨学金の種類】

◆給付奨学金

- 〈対 象 者〉 大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程及び一般課程）、
高等専門学校（4、5年）に在学する人
〈給 付 額〉 市民税非課税世帯…月額 12,000円
市民税所得割非課税世帯…月額 10,000円
〈給付時期〉 今年度中に申請、給付

◆貸付奨学金（修学支援金）〈無利子〉

- 〈対 象 者〉 大学、短期大学、専修学校（専門課程及び一般課程）、
高等専門学校（4、5年）に進学を希望する人
〈貸 付 額〉 年額 100万円以内（正規の修業年限の範囲内で貸付け）
〈貸付時期〉 令和 8 年度に予約申請し、翌年令和 9 年度に貸付け

◆貸付奨学金（入学支度金）〈無利子〉

- 〈対 象 者〉 大学、短期大学、専修学校（専門課程及び一般課程）に
進学を希望する人
〈貸 付 額〉 70万円以内（1回）
〈貸付時期〉 令和 8 年度に予約申請し、令和 8 年度中に貸付け

【市 HP】



【提出・問い合わせ先】

担 当 課	京丹後市教育委員会事務局 教育総務課
住 所	〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226
電話番号	☎0772-69-0610（大宮庁舎）

目 次

京丹後市奨学金対象者チェック表	… P 1
------------------------	-------

I 給付奨学金

給付奨学金の手続きの流れ	… P 2
1 対象者	… P 2
2 給付金額	… P 2
3 給付の決定	… P 3
4 給付時期	… P 3
5 申込み	… P 3
6 提出書類	… P 3
7 ほかの給付金との調整について	… P 3
<記入例>給付奨学金申請書	… P 4
<記入例>世帯状況申告書	… P 5
<参考様式奨学金(給付型)不支給証明書	… P 6

II 貸付奨学金

①修学支援金の手続きの流れ	… P 7
1 対象者	… P 8
2 貸付金額	… P 8
3 貸付予約の決定	… P 8
4 貸付時期	… P 8
5 申込み	… P 8
6 提出書類	… P 8
7 連帯保証人	… P 9
8 返還	… P 9
9 ほかの奨学金との調整について	… P 10
②入学支度金の手続きの流れ	… P 10
1 対象者	… P 10
2 貸付金額	… P 11
3 貸付予約の決定	… P 11
4 貸付時期	… P 11
5 申込み	… P 11
6 提出書類	… P 11
7 連帯保証人	… P 11
8 返還	… P 12
9 ほかの奨学金との調整について	… P 12
<参 考>貸付奨学金返還モデル	… P 13
<記入例>貸付奨学金(修学支援金・入学支度金)予約申請書	… P 14
<記入例>世帯状況申告書	… P 15

III 共通事項

○ 「経済的に困窮している世帯(家庭)」の認定基準	… P 16
○ 基準額の判定方法	… P 17
○ 課税証明書の手数料免除の申請方法	… P 18
○ 京丹後市奨学金(給付と貸付)の併給の注意事項	… P 19

【京丹後市奨学金 対象者チェック表】

全ての項目に該当する方が対象となります。

◆給付奨学金

市内に住所を有している（学生本人が修学のため住民票を移している人も含む。）	<input type="checkbox"/>
学校教育法に定める大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程及び一般課程）、高等専門学校（4、5年）に <u>在学</u> している。	<input type="checkbox"/>
生計維持者の市民税所得割が <u>0円</u> である。（令和8年度課税証明書にて確認）	<input type="checkbox"/>
本年度において、他制度の給付型奨学金を受けていない。	<input type="checkbox"/>

◆貸付奨学金（修学支援金）

市内に住所を有している（学生本人が修学のため住民票を移している人も含む。）	<input type="checkbox"/>
翌年4月に学校教育法に定める大学、短期大学、専修学校（専門課程及び一般課程）、高等学校（4、5年）への <u>進学</u> を希望している。	<input type="checkbox"/>
生計維持者の市民税所得割額と住民税所得割額とを合算した額が、募集要項（16ページ）『貸付奨学金における「経済的に困窮している世帯（家庭）」の認定基準額一覧』に該当している。	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校3年生の場合：高等学校1～2年の評定が平均水準（3.0）以上である。 ・浪人生の場合：高等学校1～3年の評定が平均水準（3.0）以上である。 	<input type="checkbox"/>

◆貸付奨学金（入学支度金）

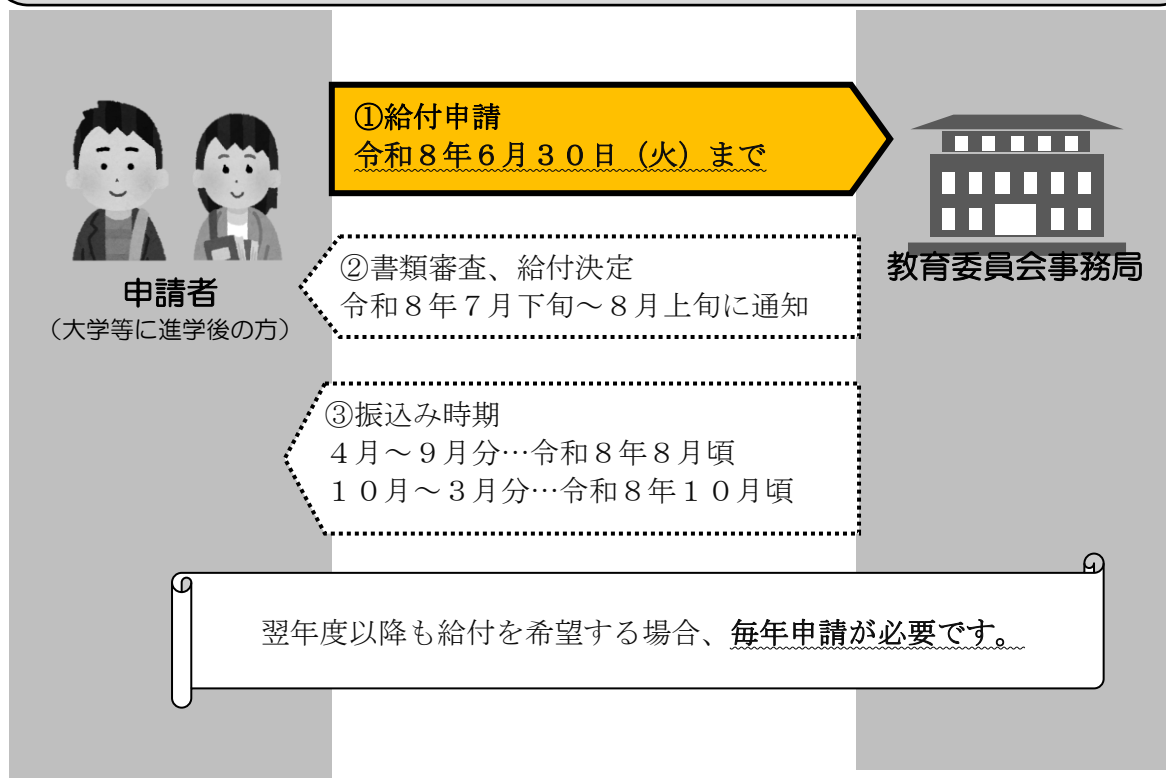
市内に住所を有している（学生本人が修学のため住民票を移している人も含む。）	<input type="checkbox"/>
翌年4月に学校教育法に定める大学、短期大学、専修学校（専門課程及び一般課程）への <u>進学</u> を希望している。	<input type="checkbox"/>
生計維持者の市民税所得割額と住民税所得割額とを合算した額が、募集要項（16ページ）『貸付奨学金における『経済的に困窮している世帯（家庭）」の認定基準額一覧』に該当している。	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校3年生の場合：高等学校1～2年の評定が平均水準（3.0）以上である。 ・浪人生の場合：高等学校1～3年の評定が平均水準（3.0）以上である。 	<input type="checkbox"/>

I 「給付奨学金」

大学等に在学する人に対して給付する奨学金です。（返還不要）

※令和2年4月から拡充された国の給付型奨学金を受給している方は支給対象となりません。

給付奨学金の手続きの流れ



1. 対象者

- (1) 市内に住所を有する人（学生本人が修学のため住民票を移している人も含む）
 - (2) 市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯に属する人
 - (3) 勉学意欲のある人
 - (4) 学校教育法に定める大学、短期大学、大学院、高等専門学校第(4年・5年)、専修学校（専門課程又は一般課程）に在学する人
 - (5) 令和8年度において他制度の給付型奨学金を受けていない人
- ※退学、停学、休学等により、修学しなくなったときは対象外
※過去に留年したことがある人は対象外（ただし、病気療養などによる場合は除く）

2. 給付金額

※生計維持者（父母又は父母がいない場合は家計を維持している者）の課税状況を確認

市民税非課税世帯に属する学生	月額 12,000円
市民税所得割非課税世帯に属する学生	月額 10,000円

3. 給付の決定

京丹後市奨学金選考・検討委員会による選考を経て、予算の範囲内で給付の可否を決定。

4. 給付時期

前期分は8月頃、後期分は10月頃に支給。

※学生名義の口座へ振込むため、学生名義の口座がない場合は作成してください。

5. 申し込み

提出期間：令和8年6月1日（月）～6月30日（火） 16時30分 必着

提出場所：教育委員会事務局 教育総務課（大宮庁舎4階）

〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226

※郵送の場合は消印有効。市民局、地域公民館への提出可。

※翌年度以降も給付を希望する場合、毎年申請が必要。

6. 提出書類

- (1) 奨学金給付申請書（様式1号） **4ページを参照**
- (2) 世帯状況申告書（様式2号） **5ページを参照**
- (3) 奨学金(給付型)不支給証明書 **6ページを参照**
- (4) 申請者の在学証明書の**原本**（学年が記載されていない場合は、学生証の写しも添付）
- (5) 生計維持者（父母等）それぞれの令和8年度課税証明書（令和7年所得）

※課税証明書について

- ・課税証明書は各市民局窓口で申請・取得。
- ・課税証明書の手数料は免除。**免除申請の方法は18ページを参照**
- ・本人以外が申請する場合は、委任状が必須（同一世帯でも必要）。
- ・同一世帯で2人以上の奨学金の申請をする場合、課税証明は1通で可。
- ・普通徴収の方（自営業・年金所得者など）は毎年6月1週目以降に取得可能。

7. 他の給付金との調整について【重要】

高等教育修学支援制度による給付型奨学金、他の機関・学校等が支給する奨学金を受けられる場合は、京丹後市給付奨学金の支給対象となりません。（ただし、返済義務のある貸付金は除きます。）

併用できない奨学金

- ・日本学生支援機構【給付】
 - ・在学校在独自で行っている奨学金【給付】
 - ・その他都道府県又は団体等が行っている給付奨学金
- ※京丹後市奨学金の修学支援金【貸付】との同年併給はできません。 **19ページ参照**

記入例

様式第1号（第6条関係）

令和●年6月24日

京丹後市長 様

京丹後市奨学金の給付奨学金を受けたいので、京丹後市奨学金条例施行規則第6条の規定により申請します。

なお、京丹後市奨学金の給付奨学金を申し込むに当たり、給付決定の判定のために、私及び申込書類に記載する同一世帯員、親族について、市担当課が保有する住民基本台帳その他の公簿を閲覧することや、市が他制度の給付型奨学金受給状況について、私の在学学校等に照会することについて同意します。

申請者は学生。
学生の住民票がある住所を記入。

生計維持者の欄は
父母等の氏名、住所等を署名

申請者氏名 **京丹後 二郎**
 生計維持者 **京丹後 太郎**
 住所 **京丹後市大宮町口大野●●**
 氏名 **京丹後 太郎**
 電話番号 **0772-69-0610**

奨学金給付申請書

申請者住所	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町 西入藪/内 京都ハイツ109		(ふりがな) 氏名 生年月日	きょうたんご じろう 京丹後 二郎 平成 ●年 ●月●日	
学校名及び学部等	京丹後大学 文学部		第 4 学年		
所定の修学年限	4 年	入学期日	令和●年4月	卒業予定期日	令和●年3月
申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 月額 12,000 円 <input type="checkbox"/> 市民税所得割非課税世帯 月額 10,000 円		新規申請 ・ 継続申請		
京丹後市奨学金と併給不可の給付奨学金	※すべての条件を満たす者が申請できません。 <input checked="" type="checkbox"/> 日本学生支援機構の給付奨学金を受給している <input checked="" type="checkbox"/> 国や地方公共団体等の公的機関が行っている <input checked="" type="checkbox"/> 学校等が独自で行う給付型の奨学金を受給している <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体等が行う給付型の奨学金を受給していない		初めて申請される方は「新規申請」、前年度に給付を受けた方は「継続申請」に丸をする。		
提出書類	1 在学証明書(在学中のものに限る。) 2 生計維持者(父母又は父母がいない場合は代わって家計を支えている者)の市民税の課税証明書 3 世帯状況申告書(様式第2号) 4 他制度(在学学校等)における給付型奨学金の受給有無について証明する書類 ※ <u>勉学に対する思い</u> を書いてください。(100字以内)				
勉学に対する思い・目標等を、 100字以内で<u>学生</u>の自筆によって記入					

該当する方に☑する。

全ての項目に☑が入るか確認する。

記入例

申請者（学生）と同一世帯の人全員の情報を記入。

様式第2号（第6条及び第15条関係）

世帯状況申告書

生計維持者（父母等）のそれぞれの課税証明書の添付が必要。

本人氏名 京丹後 二郎						
世帯の構成	氏名	年齢	続柄	職業 (勤務先、学校名・学年)	府民税 所得割額	市民税 所得割額
	京丹後 二郎	17	本人	京丹後高校 3年	0 円	0 円
				個人番号		
	京丹後 太郎	48	父	京丹後教育会社	62,000 円	93,000 円
				個人番号		
	京丹後 花子	40	母	京丹後塾	19,800 円	29,700 円
				個人番号		
	京丹後 春子	20	姉	京丹後専門学校 3年	0 円	0 円
			個人番号			
京丹後 夏子	15	妹	京丹後高校 1年	0 円	0 円	
			個人番号			
京丹後 うみ	72	祖母	無職	0 円	0 円	
			個人番号			
* (母子(父子)家庭 ・ 長期療養 ・ 身体障害) 該当事項を○で囲ってください						
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 該当する場合は丸をする。 </div>						
奨学金申請理由	奨学金が必要な理由を具体的に学生の自筆によって記入 (家計の状況・どのように生計が苦しいのか経済的状況について詳細に記入)					

《参考様式》

奨学金（給付型）不支給証明書

当該書類は在校している学校の方に作成いただく書類です。
作成を依頼してください。

この書類は、下記の学生が京丹後市給付奨学金を申請するに当たり、貴校が実施する同種（給付型）の奨学金を受給していないことを確認するため証明を願うものです。（貴校任意様式で証明いただくことも可能です。）

奨学金（給付型）不支給証明書

学生氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

学 科 _____

学 年 _____

証明の年度は、
今年度とする。

上記の者には、20●●年度（令和●年4月～令和●年3月）において、本校が実施する奨学金（給付型）を支給していないことを証明します。（又は、本校では、奨学金（給付型）制度はございません。）

年 月 日

(学校名) _____

_____ 印

Ⅱ「貸付奨学金」

本制度は、勉学に意欲がありながら、経済的理由による就学困難なものに対し、教育機会を保障するために創設した京丹後市谷口謙未来応援基金により貸付けを行う制度です。趣旨を十分理解のうえ申請してください。

①修学支援金〈年額、無利子〉

授業料その他修学に要する資金として、大学等に在学する間において貸付ける奨学金です。大学等進学前年度に予約申請し、大学等進学後に貸付けるものです。（要返還）

※採用決定された場合、毎年継続貸付申請を提出することで、正規の修業年限の間貸付けを受けることができます。（対象者の要件を満たす方のみ）

また、貸付年度の予算成立をもって本決定を行いますので、予算不成立の際は貸付を行えない場合があります。

修学支援金の手続きの流れ



申請者
(大学等の進学
前年度の方)

①予約申請（今回の申請）
令和8年6月30日（火）まで

②書類審査後、面接案内（夏頃）

③夏休みに、本市の庁舎で面接審査実施

③令和8年10月頃に貸付予約決定

④令和9年3月頃に本申請の案内送付



教育委員会事務局

～進学先に入学～

⑤本申請【令和9年4月頃】
※③はあくまで予約のため、本申請がなければ予約は取消しとなります。

⑥貸付決定、借用証書等の案内

⑦借用証書、請求書提出

⑧振込み時期
4月～9月分…令和8年5月頃
10月～3月分…令和8年10月頃

翌年度以降も貸付を希望する場合、⑤の手続きが毎年4月に必要です。

⑦は、前期と後期で年2回ご提出いただきます。案内をお送りしますので、忘れずご提出ください。

1. 対象者

- (1) 令和8年4月に下記の大学等（学校教育法に定める学校に限る）に進学を希望する人
【大学、短期大学、専修学校（専門課程及び一般課程）、高等専門学校（4、5年）】
- (2) 市内に住所を有する人（学生本人が修学のため住民票を移している人も含みます）
- (3) 経済的に困窮している世帯（家庭）に該当する人 **※16ページを参照**
- (4) 勉学意欲のある人

〔 高校3年生の場合：高等学校1・2年の評定が平均水準（3.0）以上の成績の人
浪人生の場合：高等学校1～3年の評定が平均水準（3.0）以上の成績の人
※過去に大学等を卒業したことがある人や編入された方は対象になりません。 〕

2. 貸付金額

年額100万円以内

※日本学生支援機構第一種奨学金の貸与者は、貸付額を減額調整します。

9ページの「9.ほかの奨学金との調整について」を参照

3. 貸付予約の決定

- (1) 書類審査を通過した人のみ面接審査を行います。（夏休み実施予定）
- (2) 京丹后市奨学金選考・検討委員会の選考を経て、予算内で可否を決定します。
- (3) 採用予定人数は2名程度です。

4. 貸付時期

進学後の令和9年度に貸付けます。（前期分は8月頃、後期分は10月頃に振込み）
※学生名義の口座へ振込むため、学生名義の口座がない場合は作成してください。

5. 申し込み

提出期間：**令和8年6月1日（月）～6月30日（火） 16時30分 必着**

提出場所：**教育委員会事務局 教育総務課（大宮庁舎4階）**

〒629-2501 京都府京丹后市大宮町口大野226

※郵送の場合は消印有効。市民局、地域公民館への提出可。

※翌年度以降も貸付を希望する場合、毎年申請が必要。

※通常、大学等入学後の新規申請は不可。（入学前年度のみ受付可）

6. 提出書類

- (1) 貸付奨学金（修学支援金・入学支度金）予約申請書 **14ページ参照**
- (2) 世帯状況申告書（様式第2号） **15ページ参照**
- (3) 学業成績証明書（高校で申請）
- (4) 生計維持者（父母等）それぞれの令和8年度課税証明書（令和7年所得）

※課税証明書について

- ・課税証明書は各市民局窓口で申請・取得。
- ・課税証明書の手数料は免除。**免除申請の方法は18ページを参照**
- ・本人以外が申請する場合は、委任状が必須（同一世帯でも必要）。
- ・同一世帯で2人以上の奨学金の申請をする場合、課税証明は1通で可。
- ・普通徴収の方（自営業・年金所得者など）は毎年6月1週目以降に取得可能。

7. 連帯保証人

本制度は連帯保証人が2人必要です。1人は保護者、もう1人は生計が同一でない別世帯の方で、次の方は連帯保証人になれません。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 現に京丹後市奨学金の給付又は貸付を受けている方（返還中の方も含む）

8. 返還

貸付期間満了や決定取消で貸付が終了した場合、奨学生は連帯保証人とともに支援金を返還していただきます。返還金は後輩の奨学金に活用するため、必ず返還してください。卒業半年後、10年以内に年賦・半年賦・月賦で返還してください。**13ページ参照**市が送付する納付書で、市役所、市指定の金融機関、コンビニ等で支払ってください。（納付場所は、納付書の裏面に詳細を記載しています。）

- ・貸付けを受けた奨学金に利息は付きません。
- ・期日までに返還がなければ、連帯保証人に連絡し、督促します。
※詳細については、返還が開始するときに改めてお知らせします。

返還が困難なときの手続き

次の場合、申請して返還が猶予（返還を一定期間先延ばし）されます。

- ・災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき
- ・奨学生の死亡又は心身の著しい障害等で、返還ができない場合、連帯保証人が返還することとなります。全部または一部の返還が免除される場合もあります。

9. ほかの奨学金との調整について

- ・日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）に採用された場合は、そちらを優先し、市の貸付額を減額します。入学後の本申請では、日本学生支援機構の貸与年額を差し引いて申請してください。**下記の例を参照**
- ・予約決定額より増額して申請することはできませんが、貸付額の減額は可能ですので、その場合はご相談ください。

【例】日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）に申請した場合

- ① 6月 : 市に修学支援金100万円の予約申請を行う。
- ② 9月 : 市から修学支援金100万円の予約採用通知を受け取る。
- ③ 10月～12月 : 日本学生支援機構から第一種奨学金の年40万円の決定通知を受ける。
- ④ 次年度4月 : 予約申請された100万円から、日本学生支援機構貸与年額の40万円を引いた60万円を市に貸付申請（本申請）する。

②入学支度金<無利子>

入学金その他修学に要する資金として、大学等進学前に貸付ける奨学金です。大学等進学前年度に予約申請し、大学等の進学が確定した時点で貸付けるものです。 (要返還)

入学支度金の手続きの流れ



申請者
(大学等の進学
前年度の方)

①予約申請 (今回の申請)
令和8年6月30日 (火) まで

②書類審査後、面接案内 (夏頃)

③夏休みに大宮庁舎で面接審査実施

③令和8年秋頃に貸付予約決定と本申請の案内を送付



教育委員会事務局

～進学先に合格～

⑤本申請【令和8年度中、合格後】
※③はあくまで予約のため、本申請がなければ予約は取消しとなります。

⑥貸付決定、借用証書等の案内

⑦借用証書、請求書提出

⑧振込み時期
貸付申請書 (本申請) の提出後2週間程度 (入学前に貸付可能)

進学先の合格通知書が届き次第、すぐに本申請をしてください。提出が遅れると、必要な時期に振込みが間に合わないことがあります。

～進学先に入学～

1. 対象者

- (1) 令和8年4月に次の大学等 (学校教育法に定める学校に限る) への進学を希望する人
【大学、短期大学、専修学校 (専門課程及び一般課程)、高等専門学校 (4、5年)】
- (2) 市内に住所を有する人 (学生本人が修学のため住民票を移している人も含みます)
- (3) 経済的に困窮している世帯 (家庭) に該当する人 **※基準は16ページを参照**
- (4) 勉学意欲のある人

〔 高校3年生の場合：高等学校1・2年の評定が平均水準 (3.0) 以上の成績の人
浪人生の場合：高等学校1～3年の評定が平均水準 (3.0) 以上の成績の人
※過去に大学等を卒業したことがある人や編入された方は対象になりません。 〕

2. 貸付金額

年額70万円以内

3. 貸付予約の決定

- (1) 書類審査を通過した人のみ面接審査を行います。(夏休み実施予定)
- (2) 京丹後市奨学金選考・検討委員会の選考を経て、可否を決定します。
- (3) 採用予定人数は5名程度です。

4. 貸付時期

進学先決定後、書類をご提出いただき、その後2週間程度で貸付けます。進学先決定後早急に手続きをしてください。

※学生名義の口座へ振込むので、学生名義の口座がない場合は作成してください。

5. 申し込み

提出期間：令和8年6月1日(月)～6月30日(火) 16時30分 必着

提出場所：教育委員会事務局 教育総務課(大宮庁舎4階)

〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226

※郵送の場合は消印有効。市民局、地域公民館への提出可。

※通常、大学等入学後の新規申請は不可。(入学前年度のみ受付可。)

6. 提出書類

- (1) 貸付奨学金(修学支援金・入学支度金)予約申請書 **14ページ参照**
- (2) 世帯状況申告書(様式第2号) **15ページ参照**
- (3) 学業成績証明書(高校で申請)
- (4) 生計維持者(父母等) それぞれの令和8年度課税証明書(令和7年所得)

※課税証明書について

- ・課税証明書は各市民局窓口で申請・取得。
- ・課税証明書の手数料は免除。**免除申請の方法は18ページを参照**
- ・本人以外が申請する場合は、委任状が必須(同一世帯でも必要)。
- ・同一世帯で2人以上の奨学金の申請をする場合、課税証明は1通で可。
- ・普通徴収の方(自営業・年金所得者など)は毎年6月1週目以降に取得可能。

7. 連帯保証人

本制度は連帯保証人が2人必要です。1人は保護者、もう1人は生計が同一でない別世帯の方で、次の方は連帯保証人になれません。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 現に京丹後市奨学金の給付又は貸付を受けている方(返還中の方も含む)

8. 返還

貸付期間満了や決定取消で貸付が終了した場合、奨学生は連帯保証人とともに支度金を返還していただきます。返還金は後輩の奨学金に活用するため、必ず返還してください。

卒業半年後、10年以内に年賦・半年賦・月賦で返還してください。 **13ページ参照**

市が送付する納付書で、市役所、市指定の金融機関、コンビニ等で支払ってください。

(納付場所は、納付書の裏面に詳細を記載しています。)ただし、大学等に在学していることを確認するため、毎年度在学証明書を提出していただきます。なお、在学1年目は入学後速やかに在学証明書を提出してください。

- ・貸付けを受けた奨学金に利息は付きません。
- ・期日までに返還がなければ、連帯保証人に連絡し、督促します。
- ※詳細については、返還が開始するときに改めてお知らせします。

返還が困難なときの手続き

次の場合、申請して返還が猶予(返還を一定期間先延ばし)されます。

- ・災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき
- ・奨学生の死亡又は心身の著しい障害等で、返還ができない場合、連帯保証人が返還することとなります。全部または一部の返還が免除される場合もあります。

9. ほかの奨学金との調整について

※他の団体が実施する同種の入学支度金に採用決定された場合、他の団体が実施する制度からの貸与を優先することとし、市の貸付額を減額します。

その場合、進学先決定後に貸付申請書(本申請)を提出する際に、他制度からの貸与額を減額して申請してください。

予約決定額より増額して申請することはできませんが、貸付額の減額は可能ですので、その場合はご相談ください。

【例】入学支度金を70万円予約申請した場合

- ① 6月 : 市に入学支度金70万円の予約申請を行う。
- ② 9月 : 市から入学支度金の予約採用通知を受け取る。
- ③ 10月 : 他の支度金から50万円が貸与決定される。
- ④ 10月～12月 : 市の入学支度金70万円から、他の制度の支度金貸与額50万円を引いた20万円を市に貸付申請(本申請)する。

《参考》

貸付奨学金返還モデル

1 貸付額の例

	修学支援金	入学支度金
貸付額	100万	70万
貸付期間	4年間	1回
総 額	400万	70万

※翌年度以降の貸付申請については、大学等在学中に毎年度継続申請が必要です。

2 1の貸付額の場合、返還モデル

	修学支援金			入学支度金		
借用金額	400万			70万		
貸付け終了	令和13年3月（卒業）			令和13年3月（卒業）		
返還開始	令和13年10月 (卒業翌月から6ヶ月経過した月)			令和13年10月 (卒業翌月から6ヶ月経過した月)		
返還方法	月賦・半年賦・年賦			月賦・半年賦・年賦		
【例】	月賦（毎月返済）の場合					
返還期間	5年	8年	10年	5年	8年	10年
返還回数	60回	96回	120回	60回	96回	120回
1回あたり 返還金額 (円)	66,700 最終のみ 64,700	41,700 最終のみ 38,500	33,400 最終のみ 25,400	11,700 最終のみ 9,700	7,300 最終のみ 6,500	5,850 最終のみ 3,850
返還終了 年月	令和18年 9月	令和21年 9月	令和23年 9月	令和18年 9月	令和21年 9月	令和23年 9月

※修学支援金と入学支度金をどちらも借りる場合、同時に返済がスタートします。

記入例

令和●年6月24日

京丹後市長 様

京丹後市奨学金の貸付奨学金を受けたいので、京丹後市奨学金条例施行規則第14条の規定により予約申請します。

なお、京丹後市奨学金の貸付奨学金を申し込むに当たり、貸付予定予約決定の判定のために、私並びに申込書類に記載する同一世帯員、親族について、市担当課が保有する住民基本台帳その他の公簿を閲覧することについて同意します。

申請者氏名 **京丹後 二郎**
 生計維持者（法定代理人）
 氏名 **京丹後 太郎**

申請者は学生。学生の住民票がある住所を記入

貸付奨学金（修学支援金・入学支度金）予約申請書

申請者住所	〒629 - 2501 京丹後氏大宮町口大野●●● 電話番号 090 - 0000 - 0000	(ふりがな) 氏名 生年月日	きょうたんご じろう 京丹後 二郎 平成●年●月●日
学校名及び学部等	京丹後高等学校 第 3 学年		
卒業予定期日	令和●年 3月 卒業見込み		
希望進学校	<input checked="" type="checkbox"/> 国公立の大学 <input type="checkbox"/> 私立の大学 <input type="checkbox"/> 国公立の短期大学 <input type="checkbox"/> 私立の短期大学 <input type="checkbox"/> 専修学校		
予約申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 入学支度金 (上限70万円)	年額 ●0万 円	【入学金その他進学に要する資金】
	<input checked="" type="checkbox"/> 修学支援金 (上限100万円)	年額 ●0万 円	【
◎添付書類 1 生計維持者(父母又はこれに代わる生計を一にする親族をい証明書 2 世帯状況申告書(様式第2号) 3 学業成績証明書			
※大学等への進学に対する思い・目標を書いてください。			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 奨学金をもらってどういうことを勉強したいのか、何のために進学するのか等、勉学に対する思い・目標について具体的に 申請者本人が記入してください。 裏面に続きます。 </div>			

申請区分を選択し、貸付希望額を記入(両方選択可)

※申請の上限額は下記のとおり
入学支度金：70万円
修学支援金：100万円

裏面に続く

記入例

申請者（学生）と同一世帯の人
全員の情報を記入。

様式第2号（第6条及び第15条関係）

世帯状況申告書

生計維持者（父母等）の
それぞれの課税証明書の
添付が必要。

本人氏名 京丹後 二郎						
氏名	年齢	続柄	職業 (勤務先、学校名・学年)	府民税	市民税	
				所得割額	所得割額	
京丹後 二郎	17	本人	京丹後高校 3年	0 円	0 円	
			個人番号			
京丹後 太郎	48	父	京丹後教育会社	62,000 円	93,000 円	
			個人番号			
京丹後 花子	40	母	京丹後塾	19,800 円	29,700 円	
			個人番号			
京丹後 春子	20	姉	京丹後専門学校 3年	0 円	0 円	
			個人番号			
京丹後 夏子	15	妹	京丹後高校 1年	0 円	0 円	
			個人番号			
京丹後 うみ	72	祖母	無職	0 円	0 円	
			個人番号			

* (母子(父子)家庭 ・ 長期療養 ・ 身体障害) 該当事項を○で囲ってください

該当する場合は丸をする。

奨学金申請理由

**奨学金が必要な理由を具体的に学生の
自筆によって記入
(家計の状況・どのように生計が苦しい
のか経済的状況について詳細に記入)**

Ⅲ 共通事項

「経済的に困窮している世帯（家庭）」の認定基準

○生計維持者（父母又は父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の府民税所得割額と市民税所得割額とを合算した額（生計維持者が複数の場合はそれぞれの所得割額を合算した額）と比較します。課税証明書に記載の「市民税」及び「府民税」のうち、それぞれの「所得割」の金額を確認してください。

【給付奨学金を申請する場合】 市民税所得割が0円であること。

【貸付奨学金を申請する場合】 下記表の基準額未満であること。

※19歳未満の扶養親族の人数で基準額が異なります。

貸付奨学金における「経済的に困窮している世帯（家庭）」の認定基準額一覧

	19歳未満の扶養親族の人数		市民税所得割額と 府民税所得割額とを 合算した額 (生計維持者の合算)
	うち16歳未満 (H22.1.2以降生まれ)	うち16歳以上19歳未満 (H19.1.2～H22.1.1 生まれ)	
0人	0	0	212,400円未満
1人	0 1	1 0	
2人	0 1	2 1	229,200円未満
	2	0	
3人	0	3	212,400円未満
	1	2	222,000円未満
	2	1	238,800円未満
	3	0	255,600円未満
4人	0	4	214,800円未満
	1	3	231,600円未満
	2	2	248,400円未満
	3	1	265,200円未満
	4	0	282,000円未満
5人	0	5	224,400円未満
	1	4	241,200円未満
	2	3	258,000円未満
	3	2	274,800円未満
	4	1	291,600円未満
	5	0	308,400円未満

上記の基準額は、京都府高等学校等修学資金貸与実施要項を準用し、かつその基準額の概ね8割としています。(19歳未満の扶養親族の数が6人以上になるときの基準額は別に定めています。お問い合わせください。)

貸付奨学金 基準額の判定方法

【例】 学生本人：高校3年生（17歳）
 父：所得あり、市民税所得割額：93,000円
 府民税所得割額：62,000円
 母：所得あり、市民税所得割額：29,700円
 府民税所得割額：19,800円

 姉：専門学校生（20歳）、妹：高校生（15歳）
 祖母：所得なし（72歳）の5人家族の場合

【1】課税証明書に記載されている、父と母の市民税所得割額及び府民税所得割額を合算します。

$$\text{父 (93,000円+62,000円)} + \text{母 (29,700円+19,800円)} = \underline{\underline{204,500円}} \dots B$$

【2】19歳未満の扶養親族の人数を確認します。

19歳未満の扶養親族は本人（17歳）・妹（15歳）の2人なので、表の2人の欄の「16歳未満が1人、16歳以上19歳未満が1人」の該当の金額を確認します。

	19歳未満の扶養親族の人数		市民税所得割額 (生計維持者の合算)
	うち16歳未満 (平成20年1月2日 以降生まれ)	うち16歳以上19歳未満 (平成17年1月2日～ 平成20年1月1日生まれ)	
1人	0	1	212,400円未満
	1	0	
2人	0	2	229,200円未満
	1	1	
3人	2	0	212,400円未満
	0	3	222,000円未満
	1	2	238,800円未満
	2	1	255,600円未満
	3	0	

← A

【3】Aの基準とBの金額を比較し、Aの基準未満の場合、本制度の対象となります。

例の場合、B：204,500円 < A：212,400円となるので、本制度の対象となります。
 もし、Bの方がAより高い場合、本制度の申請はできませんので、ご了承ください。

★京丹後市奨学金（給付と貸付）の併給の注意事項★

京丹後市奨学金の給付奨学金と貸付奨学金（修学支援金）は、同一年度に両方を受けることは出来ませんので、支給年度と申請年度を確認のうえ手続きをしてください。

令和8年度に申請できる奨学金	同時に申請できる奨学金	留意事項
給付奨学金 (令和8年度給付) ※対象：大学生等	修学支援金（令和9年度貸付）	※給付期間は1年間です。引き続き給付奨学金を受けようとする場合は、毎年度申請が必要です。
入学支度金 (令和8年度貸付) ※対象：進学希望者		※入学支度金は、大学等入学前に1度だけ申請することが出来ます。すでに大学等に在学している学生は申請することはできません。 大学等入学後の令和9年度に給付奨学金を申請することはできません。(所得要件が異なります。)
修学支援金 (令和9年度貸付) ※対象：進学希望者	入学支度金（令和8年度貸付）	※令和9年度貸付分の修学支援金に決定された場合、令和9年度給付奨学金を申請することはできません。

＜参考＞ ☆全体の流れ☆

